

岐阜県公報

第千八百七十四号
平成十九年八月二十八日

(火曜日)

目次

告 示

救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 六三三^{ペー}五^ジ

公 示

落札者等に関する公示

(情報企画課) 六三五

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六三六

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 六三七

基本測量の実施

(用地課) 六三八

公共測量の実施

(同) 六三八

土地改良区の定款の変更認可

(飛騨農林事務所) 六三八

告 示

岐阜県告示第五百三十一号

次の医療機関を救急医療施設として平成十九年八月九日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

特定・特別医療法人博愛会病院 不破郡垂井町三二〇番地の四二 平成三・八・八

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称 システム統括運用管理委託業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)

平成十九年八月二十八日

- 3 入札公債を行った日 平成19年6月15日
- 4 落札者を決定した日 平成19年7月26日
- 5 落札者の氏名及び住所 東京都港区赤坂1-11-4赤坂インターネット
アケセンチュリア株式会社
代表取締役社長 藤 近隆

6 落札金額 619,353,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総合企画部生涯課企画課
- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人カラーコミュニケーション協会
- 三 代表者の氏名 前嶋 由美子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡七宗町中麻生八九〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、全ての人々に対して色彩の持つ影響力を最大限に活かした生活に関する事業を行い、健やかに暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年八月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人とーたす
- 三 代表者の氏名 西鶴園 弥生
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字八条二〇九番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者が地域で地域生活できる社会の実現を図るため、障害を持つた人たちの自立支援に関する事業に対して、障害を持つた人たちの自立支援に関する事業や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人情報障がい者のためのアクセシブルデータを考える会WISTARIBOOK
- 三 代表者の氏名 藤本 明成
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市則武中四丁目一番五 二〇二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、通常の形態では情報を入手しにくい、いわゆる情報障がい者の自立・社会参加・職業能力の向上を目指して、情報提供および支援事業を行い、情報化社会の発展、福祉の増進、社会教育の推進及び文化の振興に寄与することを目的とする。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年六月十九日	大橋製材所	大橋 正己	養老郡養老町石畑一五一四番地の二	般十八一三九四	建築一式工事業
平成十九年六月二十二日	株式会社マルナカハウス	代表取締役 東弥 司良	高山市上岡本町三丁目三二八番地	般十五五〇〇六三	建築一式工事業
平成十九年六月二十五日	アイコン	鍵谷 秀幸	美濃加茂市加茂野町今泉一二七四二	般十五五〇〇三七四	とび・土工・コンクリート及び舗装工事業
平成十九年七月五日	井ノ口工業株式会社	代表取締役 畑山 健二	岐阜市宇佐南一丁目一八番地一〇三〇二号	般十六一〇〇六五〇	水道施設工事業
平成十九年七月五日	國井工務店	國井 明雄	岐阜市下川手一六八八	般十八〇五〇四	大工工事業
平成十九年七月五日	丸山建築	丸山 康夫	土岐市東稗町四六二	般十四二八二	建築一式工事業
平成十九年七月五日	東灘工業	東灘 明	海津市海津町鹿野八一六番地一七	般十六二〇〇二四五	建具工事業
平成十九年七月十日	有限会社	代表取締役	岐阜市野一色地一七	般十八一	とび・土工・コン

平成十九年七月十一日	岡本工務	役 岡本 正樹	四丁目一〇番六号	二八四四	クリート、管及び機械器具設置工事業
平成十九年七月十一日	仲江組	仲江 久文	岐阜市東川手三丁目四六の三	般十七一三五七六	とび・土工・コンクリート工事業
平成十九年七月十三日	服部建材	服部 茂	安八郡輪之内町大藪一〇八八番地の二	般十五二〇〇一九五	管工事業
平成十九年七月十三日	白木工業所	白木 基伊	安八郡安八町北今ヶ淵一四六三番地	般十四二二五八	建築一式及び鋼構造物工事業
平成十九年七月十三日	川瀬木工所	川瀬 秀男	養老郡養老町安久一二九二	般十七一一一九	建具工事業
平成十九年七月二十日	坂田土建	坂田 孝保	揖斐郡揖斐川町坂内坂本三〇四九	般十四一〇〇四八	土木一式工事業
平成十九年七月二十日	株式会社遠藤工務店	代表取締役 遠藤 弥造	大垣市室本町三丁目六番地の二	般十四二二六	建築一式工事業
平成十九年七月二十日	三伸工業	安田 善宣	大垣市東前二丁目四三番地の二	般十四一〇二九七	建具工事業
平成十九年七月二十三日	丸一宇野左官	宇野 一義	岐阜市青柳町七丁目一番地	般十四一〇一五三	左官工事業
平成十九年七月二十九日	株式会社田口組	代表取締役 渡辺 弘幸	美濃加茂市本郷町八丁目一番九号	般十九二五五〇	大工及び鋼構造物工事業
平成十九年七月三十日	有限会社鈴木工務店	代表取締役 鈴木 進悟	飛騨市神岡町殿一八〇番地の二五	般十八三〇三〇	建具工事業

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成十九年九月十四日から

同二十年二月二十九日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡安八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により独立行政法人水資源機構徳山ダム建設所長から次のとおり公共測量
を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三
項の規定により公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

独立行政法人水資源機構徳山ダム建設所

二 作業種類

公共測量（ダム管理基準上点測量）

三 作業期間

平成十九年九月二十日から

同二十年三月二十日まで

四 作業地域

揖斐郡揖斐川町字開田地内他（徳山ダム貯水池）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（大垣市都市計画基本図修正等）

三 作業期間

平成十九年七月二十三日から

同二十年三月五日まで

四 作業地域

大垣市全域

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

飛 騨 東 部 土 地 改 良 区	土 地 改 良 区 名
平成一九・八・一七	認 可 年 月 日

平成十九年八月二十八日印刷
平成十九年八月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社